



## 清盛以来のモノ作りの伝統

— 野坂文雄 —

秋の休日に紅葉狩りを楽しまれた方も多いことと思います。広島ではもみじが県花と県木の双方に指定されています。広島にも数々のもみじの名所があり、お時間が許せば「帝釈峡の紅葉と奥田元宋美術館」や「耕三寺の紅葉と平山郁夫美術館」といった広島の自然と芸術を味わっていただくコースもお奨めしたい。

是非ともご覧いただきたい所として、日本三景“安芸の宮島”があります。

宮島の紅葉も素晴らしく、海に聳える大鳥居は荘厳であり、平安時代の寝殿造りの粋を極めた厳島神社は、海に浮かぶ神秘的な佇まいが極楽浄土を現したと言われて、国の内外から多くの観光客を集めます。

広島をこよなく愛した平清盛は、瀬戸内航路を整備し、日宋貿易で得た巨万の富を基盤に、貴族社会から武士の社会へと日本を大きく動かした先駆者であり、一方で、厳島神社を氏神として崇拜し、一門の繁栄を祈願し、海中神殿を造営するという浪漫の人でもありました。社殿や大鳥居は、清盛の独創的な発想で建築されましたが、当時の技術には驚かされるものがあり、建築に興味のある人にとっても必見の建造物です。

840余年の歳月を隔て、現在の広島は、交易の拠点として培った商業はもちろんのこと、自動車・造船などの重厚長大で裾野の広い産業、更にはIT関連など多くの製造業が集積しています。とりわけ「モノ作り」では、独創的な発想と技術で、あまたのオンリーワン・ナンバーワン企業を生み出しています。

また、海外にも果敢にチャレンジしてきたフロンティア精神溢れる県民性は、清盛精神を引き継いでいるのかも知れません。

来る11月7日、8日に広島で法人会全国青年の集いが開催されることは真に喜ばしいこととあります。清盛の時代、宋との貿易において、県内各地に設けられた潮待ちの港での「おもてなし」は天下第一と讃えられたとか。私どもも負けずに、広島のおもてなしをさせていただきます。

(広島県法人会連合会会長 株式会社もみじ銀行頭取)

- 1 エール 野坂文雄広島県法人会連合会会長
- 2 ▶法人会リレーニュース  
日本橋法人会が5キャラ登場の動画  
大分6女性部会が円ブリオ基金に参加
- 6 ▶震災復興ニュース「がんばろう日本」  
岩手女連協が被災校にピアノを寄贈  
相双法人会が仮設住宅にうちわを贈る
- 8 ▶特集「図書を贈る活動」  
佐賀法人会が運営に協力する「旅の図書館」  
各地に「法人会文庫」
- 10 ▶全法連ひろば  
全国大会青森大会を開催  
中国から視察団
- 12 ▶平成26年度税制改正提言決議、同要旨
- 13 アンゲル
- 14 ▶情報分析の目
- 16 税論
- 17 税務相談Q & A
- 18 暮らし塾  
日本人の名字(26)
- 19 江戸異聞(25)
- 20 ▶パズル▶マンガ  
▶読者から▶編集後記



国定公園帝釈峡内に位置する神竜湖。帝釈川にダムを造ることによってできた周囲24km、全長8kmの人工湖で、両岸には岩壁がそびえたち、春は新緑、夏は納涼、秋は紅葉が楽しめます。名勝の帝釈峡はここを源にして南に流れます。写真提供=帝釈峡観光協会 神竜湖(広島県)

# 11年目の古タオル寄贈



〈法人会〉

【米子】米子法人会  
（鳥取）は9月26日、

米子市西町の高島病院介護老人保健施設など3か所の老人ホームを訪問、古タ

オルを寄贈した。同会の介護老人保健施設を対象にした「古布・古タオル回収・寄贈運動」は今年で11年目。これまでに米子市、境港市、西伯郡、日野郡の2市7町の延べ47老健施設に寄贈している。

活動がスタートしたのは03年夏。女性部会員が老健施設を見学した際に、職員から、「食べこぼしや汚物処理に使用する布類が不足して困っている」との話聞いたのがきっかけ。

米子市内の温泉地「皆生温泉」の旅館、ホテルから不要となった使用済みのタオルや浴衣、シーツ類を大量に提供してもらっているほか、会員企業の社員、従業員から、家庭に残っていた「粗品タオル」などを集めている。

回収作業は年2回。毎回2トトラック満載の古布・古タオルが集まる。女性部会から出発した活動も、いまでは法人会全体の活動となっているほか、市民からのタオル提供も増えている。

## 租税教室の女性講師養成

【沖縄県連】「女性講師による租税教室を行ってほしい」との要望を受けて、沖縄県連女連協は、9月6日、那覇市牧志のホテルで、傘下6単位会の51人の女性部会員が参加して、租税教室の講師育成のための事例体験会を行った。

同県連での小学生を対象にする租税教室は、6単位会の青年部会が中心となって行っているほか、那覇法人会女性部会も3年前から、独自に租税教室を行っている。

ただ、講師不足などの理由で開催回数は少なく、各会の開催回数は年間2—4校程度。このため、租税教育推進協議会や税務署から、「回数を増やせないか」「女性部会員が先生役となって、税金教育ができないか」などの要望が出ていた。

6日の事例体験会では、那覇法人会女性部会の古堅恒子さんが、参加した女性部会員を児童と見立て、45分間の租税教室を再現した。



集まった古タオルを整理する女性部会員＝米子法人会で

## 「子どもエコ&ESDフォーラムin岡山」

【岡山東】来年秋に、岡山市などで開催が予定されている「ESDに関するユネスコ世界会議」に向け、岡山東法人会（岡山）は、岡山市や日本環境協会と共催で、7月24日、岡山市北区の西川アイプラザで、「子どもエコ&ESDフォーラムin岡山」を開催した。

フォーラムでは、岡山県内のエコクラブの子供たちと全国の子どもエコクラブとの交流会が開かれた。

また、ESDについての勉強、夏休み研究サポート、税のクイズ大会と楽しい企画もあった。クイズ大会の景品はカブトムシで、子供達は真剣、かつ大盛り上がりだった。



ESD（持続可能な開発のための教育の略）とは教育により地球規模の視野を持つ人間を育て、現在、全世界で起きている環境破壊やエネルギー、水不足などの資源問題を解決し、今後も、質の高い生活レベルを維持できるような社会をつくらうとの考え。

02年に国連の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で日本が提唱した。来年11月に名古屋で世界会議、岡山市で世界の高校生と教員を集めた「ユネスコスクール世界大会」などが開催される予定。

## 黄門祭り「ジャッキー」登場

【水戸】水戸藩第2代藩主の徳川光圀公をたたえる水戸黄門祭りに、水戸法人会（茨城）が参加し、8月3、4日の2日間、租税教育活動を行った。

水戸地区会、青年部会、女性部会、税務経理研究会の共催で、「税金クイズ」とご当地ヒーロー『イバライガー』のステージショーを実施した。

約30分間のショーの内容は租税教育。シナリオは法人会メンバーを中心に作成し、水戸税務署が監修した。悪者『ジャーク』が税金のない世

界にしようと、次々と人々を洗脳していく。そして、大人気の『イバライガー』はジャークを倒し、税金の大切さ、税金がなくなってしまうのかを子供たちに説く…。

シンプルなストーリー構成だったために、いっそう、児童たちの心に響いたようだった。



## 女性活躍推進の指定団体

【愛媛県連】女性の就業促進などを打ち出した安倍内閣の新成長戦略の一つ、「ポジティブ・アクション展開事業（メンターの育成等）」の指定団体に、愛媛県連が選ばれた。

メンターとは「良き指導者」「優れた助言者」「恩師」の意で、企業内の先輩社員として、後輩の女性社員の就業継続を手助けする人材をいう。厚生労働省が「メンターネットワーク」を構築する団体を公募し、同県連が大阪府内の団体とともに選定された。

同県連はこれを受け、会員企業からメンター希望者を募集。勤続4～15年の女性社員約60人を選び、このうち、6人が厚生労働省が主催したメンター育成のための研修会に参加した。これと並行して、各種勉強会を開いて、中核メンターを養成する方針だ。

## 「円ブリオ基金」に参加

【大分6女性部会】「本当は産みたいのに産めない」……。そう悩む女性たちを支援する「円ブリオ基金」の運動に、大分県内の6つの法人会女性部会会員が取り組んでいる。

このうち、大分法人会女性部会は09年以来、会員事業所に1口1円の「円ブリオ基金」を設置してもらおうなどして、募金活動を行っている。また、「円ブリオ大分」「大分のちを応援する会」などとともに「いのちの講演会」や、「生命尊重センター」が行うサポーター研修会に参加している。

中津、宇佐高田、竹田、臼杵津久見、日田玖珠の5法人会女性部会も円ブリオ基金に協力している。

円ブリオ基金は、経済的事情、周囲の反対、自分自身の体の問題などの理由から、妊娠しても子供を産むことができず、人工中絶（墮胎）に追い込まれる女性を救おうという運動。

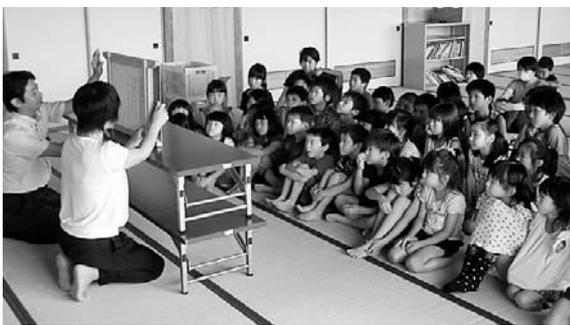


## 【新発田】新発田法人会（新潟）青年部

会は、夏休み中の児童クラブ7か所で租税教室を開催した。

小学1～3年生の児童が対象で、教材には、DVD「けんたくんの大冒険」や紙芝居「ゲゲの鬼太郎 カップのいたずら」などを使い、内容も、小学校低学年に理解できるレベルでの説明に努めた。青年部会員が声色を変え熱演した紙芝居は、子供たちには新鮮に感じたようで、真剣なまなざしで、紙芝居に見入っていた。1億円レプリカが登場すると、大歓声を上げ、触れたり持ち上げたりと大騒ぎだった。

## 児童クラブで租税教室



## 久能山に道標設置

【静岡】静岡法人会（静岡）が2年前から進めていた久能山東照宮の石段に、案内板の道標を設置する「表参道みちしるべプロジェクト」が完成。記念の小冊子を作成し、市民に配布した。

久能山東照宮は徳川家康を祭神とする神社。標高270mの久能山に上る1159段の石段に段数表示のある金属板プレートを設置し、参拝客に役立つようにした。

15年に家康公鎮座400年記念事業が予定されており、観光振興の一助となればと願っている。



# 夏休み消防署見学会

〔名古屋中村〕名古屋中村法人会（愛知）青年部会は8月28日、租税教育活動として中村消防署（名古屋市中村区大宮町）で、「夏休み消防署見学会」を開催した。同区内の小学生28人と保護者10人が参加した。

最初に、中村消防署の講堂

で、消防署の担当者が講師となつて、

「消防署の紹介」と「税金の話」をした。

「アメリカ、オーストラリアなどは、救急車を呼ぶとお金がかかりますが、日本は税金で賄っているのです。お金はかかりません」と説明。「どちらがいいですか」と質問がでると、結果は、「日



本がいい」とみんなの手が上がった。

このあと、屋外に出て、消防士が実際に使う防護服を着る体験をした。参加した小学生たちは防護服の重さにびっくり。消防車のホースを使った放水訓練では、水圧で後ろに飛ばされそうな子もいるなど、驚きの連続だった。

## 5キャラ登場の租税動画

〔日本橋〕法人会のけんた君、国税庁のイータ君、地元の人形町商店街の「下町キング人之助君」などゆるキャラ5人組が勢ぞろいした租税教育動画を、日本橋法人会（東京）が制作し、同法人会HPで公開している。動画は19分間。シナリオは日本橋税務署員が作成した。

撮影は6月25日に同法人会の特設スタジオで行った。同法人会事業委員会の金井副委員長が先生役として司会をつとめ、生徒役として、「けんた君」、「イータ君」、「下町キング人之助君」のほか、都税の「タックススタクちゃん」、地方税電子化協議会の「エルレンジャー」の5キャラが出演。消費税の仕組みなどを勉強した。

縫いぐるみの中に入ってキャラを演じるのも、声優役もすべて、同法人会、日本橋税務署などの会員、職員、プロ顔負けの熱演ぶりだった。DVD版も作り、日本橋税務署管内の小・中・高校に配布した。



## 歴史写真集の編さん

〔津島〕津島法人会（愛知）津島支部は、市立図書館などと協力し、津島市内に残る記録写真を収集し、歴史写真集として発行している。

すでに、「明治・大正・昭和初期の津島町」（120頁）と「同・学校写真」（同）の2巻を発行済みで、現在、伊勢湾台風（59年）以降の記録写真を集めた第3巻の編集作業を行っている。（発行部数は各1500部）

写真は、市役所や図書館、学校、地域の個人所有のものの中から、歴史的価値が高いものを選んだ。写真集は学校、市役所等の公的機関に無償で配布している。

## 母の日に 飾り巻き寿司教室

〔浦和〕母の日の5月12日に、浦和法人会女性部会（埼玉）は租税教育事業「親子でつくろう！飾り巻き寿司教室」をさいたま市緑区のプラザイーストのキッチンスタジオで開催した。

講師は自宅で飾り巻き寿司教室を主宰している深川佳栄さんで、一般の親子11組と部会員7人の総勢29人が参加した。「バラの花」の巻き寿司が完成し、参加者は「かわいい」「おいしい」と感動していた。

その後に租税教室を開催。税金に関するビデオを観賞し、税金クイズ大会を行うと、「税金の大切さがわかった」という子供たちの声を聞くことができた。



〔札幌東〕札幌東法人会（北海道）は、7月26、27日の2日間、第24回厚別区民まつりに参加し、売上金で厚別区福祉協議会へ車イス6台を寄贈した。

厚別区民祭りは、2日間で6万5千人の来場者があり、揚げたてコロッケ2000個を女性部会員と青年部会員が来場者に販売した。

同法人会は売上金で車イス6台を購入。9月13日に厚別区民センター会議室で、贈呈式を開催し、厚別社会福祉協議会に贈った。

## 売上金で車イスを寄贈



## 小学校でトイレ清掃活動

〔伊勢〕「みんなが暮らすまちだから…」をキャッチフレーズに、伊勢法人会（三重）南伊勢支部は7月28日、南伊勢町立南島東小学校で、トイレの清掃活動をおこなった。

トイレ掃除の狙いは、「謙虚になれる、気づく人になれる、感動の心を生む、感謝の心が芽生える、心を



磨く」ことで、今年で6回目。会員のほか先生、小学生ら51人が参加した。9班にわかれ、担当場所を決めて、途中、休憩をとりながら約2時間トイレに向き合い、みがいた。不具合で使用禁止のトイレが、掃除後は使用可能になったとの報告があり、拍手が沸き起こった。

## 七夕まつりで紙芝居

札幌北法人会（北海道）女性部会は、8月7日に南栄子ども会（札幌市東区）と協力し、七夕まつり会場で「租税教育用紙芝居 カッパのいたずら」を上演した。

会場の札幌市東区東5丁目公園には80人の子供たちが集まり、女性部会員が熱演する「鬼太郎」や「目玉おやじ」の声に大喜びだった。紙芝居の後は、子供たちひとりひとりが短冊に願いごとを書いて、笹の木に飾り、ちようちんを持って町内を練り歩いた。



## 「童子訓」を小中へ贈呈

〔会津若松〕会津藩士教育の原点となった日新館童子訓の教えを解説した「会津これからの童子訓」を会津若松法人会（福島）が再版。会津地域の全ての小・中学校と原発事故を受け避難中の大熊町立の小中学校3校へ寄贈した。

童子訓は06年に発行し、完売となっていたが、公益社団化と青年部会設立20周年を記念して再発行した。

「童子訓」は現在、同法人会事務局、および会津若松市内の観光施設で発売中。1冊1050円。同法人会の連絡先は0242-22-5821。

## 阿波おどりで節電うちわ

〔徳島〕今夏も夏のいちごプロジェクトが各地で行われ、徳島法人会（徳島）女性部会は8月14日、「阿波おどり」の最大演舞場付近で、節電うちわを見物客に配布し、節電を呼び掛けた。ハッピー姿の女性部会員が配り始めると、阿波おどりの熱気と連日の猛暑で、うちわ配布はすぐに終了となった。

東日本大震災後の節電を呼び掛ける女連協の「夏のいちごプロジェクト」は、今年で3年目。いちごグッズの節電うちわ12万本とチラシ40万枚を用意し、7月15～21日までのいちご週間を中心に、全国の女性部会が様々な形で節電PRを行った。





# 南三陸町でビーチクリーンに汗 福岡、佐賀、沖縄3県青連協

2日目は南三陸町歌津地区の長須賀海水浴場に向かいました。砂浜が2<sup>キロ</sup>以上もあり震災前は毎年3万人以上の観光客が訪れて賑わっていた場所だったそうです。

ここでは、ボランティア団体「つながり」が、地元の子供たちのために海開きできるように準備をすすめており、私たちも一日だけ、ビーチクリーン活動を行いました。

ビーチクリーンというと、海岸のごみ拾いをイメージさ

初日は、宮城県名取市の閉上（ゆりあげ）地区などを視察しました。地盤沈下も進んでいるため建築制限区域となっていて、住宅の基礎だけが残った一面荒野のような状態。復興が遅々としてすすまない状況で、被災者の皆さんへのいら立ちは相当なものと感じました。

〔福岡 佐賀・沖縄3県青連協〕福岡、佐賀、沖縄の3県青連協の青年部会員21人が、7月5日から2泊3日で、震災支援のボランティア活動を行い、宮城県南三陸町の長須賀海水浴場のビーチクリーンに協力しました。



れると思いますが、実際は海岸の砂を30センチほど掘り起こして、ふるいにかけて、異物を取り除くという地道な作業で、運動不足の私たちにとってはかなりの重労働でした。

震災の記憶は、年を経るごとに薄れていきます。その中でこそ継続的な支援の活動が必要と思いました。

（福岡県連青連協会長 中村 克久）

## おいでん！福島っ子！

〔新城〕放射能漏れ事故に苦しむ福島県内の20人の小学生を、新城法人会（愛知）青年部会が招待し、廃校となった木造校舎を利用した公共宿泊施設での夏休みをプレゼントした。

愛知県東三河のボランティアグループが中心になって今年夏休みに実施した『おいでん！福島っ子！2013夏』（8月9日）に協賛した。

新城法人会青年部会員8人は、滞在初日の7月28日の夕食を提供した。宿泊先の旧門谷小学校の木造校舎と校庭で、身近な税金クイズとバーベキュー大会を行い、子供たちにひと時を楽しんでもらった。



## 6回目の支援活動

〔中濃〕中濃法人会（岐阜）青年部会など岐阜県中濃地域の青年団体有志グループ24人が、5月10日から3日間、宮城県山元町を訪れ、ガレキの撤去と選別作業を行った。

中濃地域青年団体有志は企業人として、金銭だけでなく、汗をながして復興を支えたいと考え、支援ボランティア活動を続け、今回が6回目。

## 南海トラフから会社を守れ！

〔中川〕中川法人会（愛知）南陽支部は7月24日、名古屋市川中消防署予防課の後藤直仁主任を講師に、特別講演会『「負けねど」〜南海トラフから会社を守れ！』を開催した。

南陽支部は伊勢湾に面し、物流を始め、鉄鋼業、自動車業、建設業などの多くの拠点が存在し、そのほとんどが、海拔ゼロメートル地帯に社屋を立地している。

講演会では、東日本大震災の津波や避難の様子を撮影した動画を紹介。さらに阪神淡路大震災発生時に講師本人が現地で撮影した写真を使い、一般的な報道では目にする事のない情報の説明を行った。

## 被災校にピアノを贈る

【岩手県連】東日本大震災で津波被害を受けた岩手県岩泉町の町立小本小中学校大牛内分校を、岩手県連女連協の18人が8月22日、訪問し電子ピアノを贈った。

町立小本小中学校と小本中学校は、東日本大震災で津波の被害にあった。幸い、避難が早かったため、児童、生徒は全員無事だったものの、校舎や体育館が水に浸かって使えなくなり、町の中心部から離れた小本小学校大牛内分校に平屋の仮校舎を建設し、昨年

春以来、授業を受けている。この日は、小本小の児童と岩泉町の教育長、学校関係者が揃う中、仮校舎で電子ピアノ2台の贈呈式を行った。津波でピアノも壊れており、4年生の小沢明由莉さんが代表して「岩泉町の合唱発表会があるので、その練習で使いたい」と感謝の言葉を述べた。

その後、一行は津波で市街地が全滅状態となった宮古市田老地区を訪問。復興状況を自分の目で確かめた。



## もう一度しっかり 応援しよう福島

【本所】本所法人会（東京）は5月25、26日の2日間、東京都墨田区のJR総武線錦糸町駅南口ロータリーで「福島復興支援物産展」を開催した。

会場には、福島県から牛串・鮎の塩焼き・サンマのポーポー焼きなどの実演販売や福島県産の農作物、地酒、漬け物などの物産販売等合計16店舗が出店した。また、福島県の「旅館のおかみさん」たちも駆けつけ、福島県旅行キャンペーンも行った。

同法人会は、「もう一度しっかり応援しよう福島」のスローガンのもと、今年から最低5年間、福島支援物産展を継続して行くことを計画している。

## 仮設住宅の皆さん うちわで猛暑を乗り越えて



【相双】相双法人会（福島）は、震災・原発事故被害者への支援活動として、いちごプロジェクトのうちわを、南相馬市など2市1町の仮設住宅の全世帯に贈った。

同法人会の只野裕一会長が、7月11日に、南相馬市と新地町の社会福祉協議会を訪問し、合計3600枚のうちわを届けた。さらに、18日に相馬市で開かれた「応急仮設住宅・災害公営住宅組長会議」に出席し、16か所の仮設住宅等の自治会長らに150

0枚のうちわを手渡した。2市1町には、現在も約4400世帯の住民が仮設住宅で暮らしている。

相馬市の組長会議で、只野会長は、「うちわには、周囲は支援を忘れていないというメッセージがこめられています。つらい時もあるでしょうが、このうちわが、少しでも皆様の気持ちの支えになればと考えています」とあいさつし、住民を勇気づけた。

## 救命胴衣を寄贈

【三島田方】三島田方法人会（静岡）は9月5日、宮城県多賀城市の学校法人「不磷寺学園」の桜木花園幼稚園と八幡花園幼稚園の2つの幼稚園に救命胴衣50着を寄贈した。東日本大震災の際、津波で、園児数人が犠牲になり、園舎が水に浸かる被害を受けた。

贈呈式には同女性部会19人と仙台中法人会女性部会員、支援グループ「きぼう」のメンバーらが参加。園児や先生、父兄と交流した。

その後、2泊3日の日程で、宮城県南三陸町と岩手県陸前高田市の被災地に向かい惨状を視察した。



## 図書を贈る活動



「旅の図書館」は乗客の心の絆をつないでいる = 佐賀駅で

# 旅客の心をつなぐ 佐賀駅の「旅の図書館」 佐賀法人会が16年前から協力

JR九州長崎本線の佐賀駅構内に、「旅の図書館」と呼ばれる小さな図書コーナーがある。通勤通学客や旅行者に、無料で本を貸し出し、旅のつれづれを慰める全国でも珍しい図書館だ。この図書館の運営に、佐賀法人会（佐賀）が16年前から協力している。

図書コーナーは、佐賀駅改札口の正面。長崎、唐津行きホームに上る階段わきにある。木製の本箱には常時、百冊程度の小説やビジネス関係の本が並べられている。上部に、「旅の図書館」の看板。その下に「この図書館は佐賀法人会と一般の方のご協力により、運営されています。旅の行き来の『友』としてどうぞ自由に利用してください。また、読み終わったら本棚にお返しください」の張り紙

が張られている。

「旅の図書館」は、もとは、1987年に旧国鉄の分割民営化でJR九州が誕生した際に生まれた乗客向けの新しいサービスで、旧国鉄時代の職員用巡回図書を、駅乗客に開放して読んでもらおうとしたのが始まりだった。しかし、始まって10年。借りたまま



贈呈式には多くの取材記者が集まる

戻ってこない本もあり、数は減少。補充も追いつかず、本箱には10冊程度という状態が続いていた。この状況を見た佐賀法人会の女性部会員が、97年（平成9年）の女性部会役員会で、「法人会の新しい社会貢献事業として、古本を集めて寄付したらどうか。駅だけでなく利用者にも喜ばれる」と提案した。

早速、同年10月、古本を会員が持ち寄り、530冊を同駅に贈った。

それから16年間。毎年1千冊前後の古本を集め、寄贈する。昨年未までの合計冊数は1万4550冊。古本はふだん、法人会事務局に保管し、月に1、2回、駅側から「本の数が減ってきた」と電話がかかってくると、事務局員が「旅の図書館」の本棚に図書を補充する。

電車を待つ乗客が、気に入った本を見つけると借り出し、読み終わるとそつと本箱に戻す。貸出、返却の記録もない。信頼に支えられた図書館だ。

### ネットでも評判

図書の貸し出しは朝夕のラッシュ時に集中する。利用者は決して多くはないが、「旅の図書館」の存在は乗客の心に深い印象を残している。

ネットのブログにも登場する。「出張時に佐賀駅構内で『佐賀法人会 旅の図書館』を見つけた。偶然に出会っ

た1冊の本が本や人との絆をつなぐ。自分が読んだいい本を共有するという気持ち。『これ読んでみたらいいよ』という気持ち。それ以上でも、以下でもないが、なぜかすごく大切なような気がします」という書きこみがあった。

別のブログには、「先日、知り合いが、『佐賀に素晴らしい図書館があるよ』と教えてくれた。『旅の図書館』を見て本当に感動しました。知り合いは他県の人で、『普通で考えたら、こんなことは考えられない。本は戻ってこないだろう。なのに、本の貸し借りが続き、維持されている。それができる佐賀の環境が素晴らしい』。私は佐賀の新たな良さを発見し、うれしくなりました」という県民の書き込みもあった。

同駅の辻辰也助役も「佐賀法人会があってこそ、できた乗客サービス」と感謝する。

当初は会員頼みだった本集めも、最近では、「いつも利用させてもらっています。この本も使ってください」といって、法人会に直接、古本を持ち込む人も増えてきた。昨年には、兵庫県明石市の人から、「佐賀観光の際に利用させてもらいました。お礼です」といって、段ボール箱に詰めた51冊の古本が送られてきた。

『旅の図書館』は、旅行者の心の絆を確実に広げている。

## 図書寄贈は全国で展開

### 各地に法人会文庫

法人会の図書寄贈活動が始まったのは、90年代半ば。「税の啓発活動」と並ぶもう一つの柱として「地域社会貢献事業」に取り組みうとした時期だ。

その後、全国に拡大。スタイルも、幼児園児への絵本寄贈、小中学校、図書館での法人会文庫設立、図書館の図書購入費肩代わりなど様々で、別のチャリティ活動で集めた募金を原資に図書を購入しているケースも多い。

このうち、開始時期が早いと思われるのが高知法人会（高知）の絵本寄贈。



園児の笑顔で迎えられた須崎法人会の絵本贈呈式＝高知県四万十町で

96年から3月3日のひな祭りに、管内の幼稚園・保育園3園に絵本を贈る運動を始めている。

いまも3月3日に高知法人会会長と女性部会役員が3つの保育園を訪問、園児に絵本を贈っている。当日の夕方のテレビニュースでは、ひな飾りをバックにした贈呈式と、お礼の合唱と遊戯を披露する園児の姿が、季節の恒例行事としてお茶の間に流れる。

絵本寄贈はその後、県内6つの単位会すべてで行われ、現在も高知、伊野、須崎の3法人会で続いている。

本荘法人会（秋田）青年部会の「環境文庫」も98年に始まった。「中学生の役に立つ社会貢献事業」との考えから、毎年、由利本荘市とにかほ市内の4つの中学校に、環境関係の図書を贈呈する。昨年までの図書代金合計は497万円。2165冊となっている。

図書は「環境文庫」の看板の付いた各校の本棚に並べられている。大震災以降は、原発関連の書籍が増えるなど、社会科学習にも役立っている。

### 法人会のPRにも一役

財政難で削減されている公共図書館の図書購入費を、埋める形となつて感謝されているケースも多い。

金沢法人会（石川）は01年に創立

40周年、社団化30周年記念事業として、金沢市など2市2町に教育用図書購入費用3百万円を寄付。その後も、毎年150万円ずつ寄付を続け、累計額は1300万円、6400冊になっている。図書購入費を補うのが目的で、図書の選定に注文を付けず、各図書館の購入計画に任せている。

青森法人会も同様に2000年から青森市民図書館に専門書購入費用として、毎年30万円を寄付している。また、長崎法人会は法人化30、35周年などの節目ごとに長崎市民立図書館に図書を寄贈している。

こうした法人会の活動に対し、自治体は贈呈式を実施、市長が法人会関係者に感謝状を贈呈する写真を市政だよりやHPに掲載するなど、感謝の気持ちを表している。法人会側も、地元メディアに連絡して取材してもらう等、法人会活動のPRにつなげている。



全国に多くある法人会文庫＝佐世保市立江迎中で

# 全国大会青森大会を開催 大震災後、東北で初の大会

第30回法人会全国大会が10月3日、青森県青森市のリンクステーションホール青森で開催され、全国の法人会会員ら約1900名が参加した。東日本大震災後、東北地方で全国規模の大会が開催されるのは初めて。

式典では、青森県連の三上伸会長の開会の辞の後、池田弘一全法連会長が主催者を



青森市で開かれた全国大会。中央演壇は全法連の池田会長

代表して、「社会・経済が大きく変化しつつある今、国の根幹である『税』を活動の基本とする法人会の存在意義は、さらに高まるものと考えている」とあいさつした。

来賓として、国税庁の稲垣光隆長官、三村申吾青森県知事、鹿内博青森市長らが出席。稲垣長官と鹿内市長があいさつを述べた。

この後、会員増強表彰等をはじめ、柳田道康税制・税務委員長が「平成26年度税制改正に関する提言」の報告を行った。

続いて、昨年の青年の集い宮崎大会の租税教育活動プレゼンテーションで最優秀賞となった出雲法人会青年部会が「ベンチャーキッズスクールinいずも」と題して事例発表を行った。

最後に、角間俊夫筆頭副会長が大会宣言を読み上げ、次回開催地である栃木県連の高橋文吉会長が閉会の辞を述べた。

式典終了後、ホテル青森に場所を移して懇親会が行われた。

次回の全国大会は、来年10月16日に栃木県宇都宮市で開催される予定。

## 中国から視察団

中国の税務行政担当の視察団20人が8月21日、全法連会館を視察に訪れ、法人会の行う納税協力などについて説明を受け、意見を交換した。

一行は中国海南省地税局の王延遠副巡視員を団長とする同地税局の職員。日本の税務行政の視察を目的に、8月19日～30日までの12日間、総務省や財務省、東京都主税局などの行政機関のほか、全法連をはじめとした納税協力団体を訪問した。

全法連では横山恒美専務理事が法



横山専務（手前）から法人会の活動について説明を聞く海南省の視察団

## 景況感が徐々に上向く

法人会アンケート調査システムを使って、全国の会員企業に景気の実感をきく景況感調査によると、9月15日時点の景況感は、「良い」が19.5%（6月比4.8%増）、「悪い」が25.5%（同1.7%減）、「どちらともいえない」が55.0%（同3.1%減）だった。

3か月後の見通しをきく景況予測では、「良くなる」23.1%（同3.5%増）、「悪くなる」10.8%（同2.2%減）だった。景況予測は年初以来、「良くなる」が「悪くなる」を上回っており、景況感は上向きに転じている。

今回の回答者数は1347人で、回答率は23.1%だった。

なお、景況感調査は、今年度から調査時期を四半期ごとに変更している。

人会の活動や、25年度税制改正に対する全法連の提言等について説明を行った。

その後の質疑応答では、海南省側から税務当局と法人会の関係、日本の税制などについて、活発な質問が出た。

# 全法連、中小企業向けの 自主点検チェックシートを作成

全法連は国税庁、日本税理士会連合会と協力して、中小企業の税務コンプライアンスの向上を図るため、「自主点検チェックシート」及び「ガイドブック」の作成を進めている。

中小企業の税務に関するコーポレートガバナンス（企業統治）の充実を図ることを目的とし、企業自らが内部統制、経理面を点検することにして

いる。  
具体的には、チェックシートとガイドブックを使用し、「通帳と印鑑は別の場所に保管されているか?」「値引き、割引、割引等は適切に処

理されているか?」等の点検項目を経理責任者が○×でチェックする内容。

×の項目については、経営者が改善方針を策定し、今後の改善につなげようとするもので、これにより企業の内部統制、経理能力の水準を向上させ、企業の成長、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待している。

全法連ではチェックシート等を年内に完成させ、来年1月から試行的に3〜4の単体会の決算法人説明会等で配布、研修を実施。来年4月から全国の法人会での本格的取り組みを予定している。

## 「ほうじん」でアンケート

全法連は広報誌「ほうじん」が会員にどのように読まれているかを、「法人会アンケート調査システム」を利用して調査した。

調査期間は9月9～16日の1週間。7194人にメールで調査票を発信し、そのうち、20.9%にあたる1502人から回答があった。

設問は4つ。このうち、「ほうじんを読んでいるか」の質問に対しては、「毎回読む」40.3%、「時々読む」44.2%、「読まない」15.5%だった。

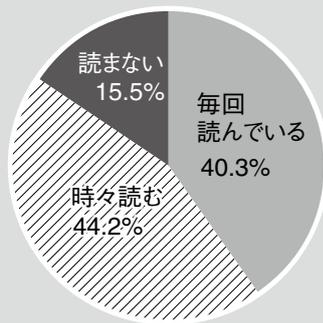
6月末に発行した夏号については、「すでに読んだ」51.1%、「読んでいない」38.3%、「その他」10.5%だった。

さらに、ほうじんの記事中、「何を読んでいるか」の設問（複数回答）に対しては、リレーニュース、「がんばろう 日本」などの各地の法人会活動関連記事を全体の43.4%が読んでおり、ついで、「税論」「税務相談Q&A」などの税務関連記事39.7%が多かった。

全法連は「ほうじん」を年4回、各83万部を発行し、単体会を通じ法人会員に無料で配布している。

（アンケートの詳細は全法連HPで見ることができます）

〈『ほうじん』を読む頻度は〉



### ●経営に差がつかます!

企業経営に求められる知識や情報を各種研修会、情報誌、セミナーなどを通じて得られます。

### ●税の知識が身につきます!

企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら開催する研修会・説明会で学べます。

### ●人脈がひろがります!

研修会などの各事業に参加することで、様々な業種の経営者と知り合えます。

## 新会員募集中!

9～12月は会員増強月間です



法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、約90万社の企業が加入しています。

公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

全法連は9月19日の理事会で、「平成26年度税制改正に関する提言」を決議した。

提言要旨は以下の通り。

## ◇はじめに

安倍政権に対し、強い日本経済構築に向け、困難な諸改革にも臆せず取り組むよう、強く求める。成功へのカギは成長戦略で、その中核は規制改革である。これを成し遂げるには思い切った社会保障給付の重点化・効率化、財政健全化が必要で、それに向けた具体的で明確な手法と工程を示すべきだ。

また、震災復興の

遅れや原発事故による電力コスト上昇という問題がある。地域経済と雇用の担い手である中小企業には「アベノミクス」効果が届いていない。これらに対し、さらなる対策が必要である。

# 平成26年度税制改正に関する提言

## ◇社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

給付を「重点化・効率化」により抑制する。財源を公費に頼ることになれば、いかに増税しても追いつかない。公費に依存する以外に公平で適正な負担をいかに確保していくかが重要である。

年金は、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。医療

は診療報酬体系、高齢者の窓口負担の見直し、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進など思い切った抑制策をとる。介護保険は、メリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。生活保護は、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、企業の過度の保険料負担を抑え、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を求める。

## ◇消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たり、価格転嫁による混乱を防止するための環境整備が重要であり、中小企業が適正に

価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。税率は当面（税率10%程度まで）、単一税率が望ましい。

## ◇財政健全化に向けて

財政健全化目標の達成には増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠で、強固な財政規律が必要である。そのための具体的方策と工程表を示すべきである。

また、国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、経済成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心の財政運営を求める。

## ◇行政改革の徹底

消費税引上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だ。消費税引上げには行政改革の徹底が前提であることを忘れてはならない。そのため、「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るべきである。

## ◇法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正で5%引き下げられたが、アジア、欧州各国との税率格差は依然として解消

いる。我が国も、法人税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきだ。法人実効税率20%台の実現と中小企業の軽減税率の15%本則化、適用所得金額1600万円への引き上げを求める。

## ◇中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化のなかで存在感を確保し経済社会への貢献を続けることができよう①中小企業投資促進税制の拡充と本則化②交際費課税の見直し③役員給与の損金算入の拡充などを求める。

## ◇事業承継税制の拡充

平成25年度税制改正で、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行わ

れていない。また、米国オバマ政権は30%以下に引き下げる案を打ち出して

れたことは評価できる。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分で、さらに、①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す③対象会社を拡大するなどを求める。また、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設を求める。

その他、「国と地方のあり方」「震災復興」「税目別の具体的意見」などについても提言を行った。（提言全文は全法連HPにアップしています）



税制改正提言を審議する9月3日の全法連税制・税務委員会（全法連会館で）

# 26年度改正提言を決議

全法連理事会は9月19日、全法連会館で開かれ、全法連税制・税務委員会（柳田道康委員長）が取りまとめた「平成26年度税制改正に関する提言」を正式決定した。

提言では、安倍内閣に対し、強い日本経済構築に向け、困難にも臆せず、諸改革に取り組みよう強く求めた。

特に、一体改革との関連では、持続可能な社会保障制度の確立のために、重点化・効率化による給付の抑制と、公費以外での公平で適正な負担の確保の重要性を指摘し、財政健全化や行政

## 五輪経済効果は何兆円？ 成長率大幅押し上げの期待も

2020年夏季オリンピックの東京開催が決まった。その経済効果についての試算は、3兆円から150兆円まで実に幅が広い。実際のところは、試算不能というのが正解だ。

東京招致が決定した直後には、経済効果は3兆円という試算が新聞やテレビでどっと流された。その時点では、東京都の招致委員会による試算しかなかったためである。

その試算は、競技会場や選手村などの施設整備費に3831億円、観戦客が宿泊や買い物で落とす金額が1兆2200億円。経済効果の総額は2兆9600億円という内容。

だが、この試算は対象を狭い範囲だけに絞っている。周辺部分まで視野に入れれば、経済効果はもっとずっと大きくなる。

たとえば老朽化が進んだ首都高速道路の大改修。高速道路会社によると、総延長301<sup>km</sup>のうち16<sup>km</sup>は全面更新、28<sup>km</sup>は大規模改修が必要だという。

その費用は9100億円。まだ財源は見つかっていないが、あれだけ東京の安全性をPRして誘致したのだから、やらないわけにはいかない。

交通関係では、このほか臨海地区と都心を結ぶ新しい道路や橋の建設。新しい地下鉄。また羽田と成田を直結する高速鉄道。さらに羽田空港と成田空港の滑走路を増設して発着便を増やす計画もある。

それにホテルなどの宿泊施設や飲食店、小売店の増築、改装など。東京だけでなく、地方の観光地にも動きは広がるだろう。

このように視野を広げれば、オリンピックの経済効果は限りなく拡大するかのように見える。一部の試算は150兆円にのぼると推定している。

その限界を決めるのは、財源の問題だと言っている。実際にオリンピックに投入される公的な資金と民間の投資を合わせた金額。それが現実の経済効果になるわけだ。

したがって正確な試算は不可能だが、仮に100兆円だと想定してみる。するとGDPの約2割だから、2020年までの年平均は約3%。それだけ成長率を押し上げるはずだと、獲らぬ何とかの皮算用もできるわけだ。

（経済評論家 池内正人）

池内さんのブログ「経済なんでも研究会」で検索できます。無料です。人気ブログランキングへのクリックも。

改革の徹底を求めている。

消費税の引き上げに当たっては、行政改革の徹底と、円滑な価格転嫁のために実効性のある措置を要望している。

また、経済の活性化を図るため、法人税率の引き下げや中小企業の活性化に資する税制措置（投資促進税制の本則化・交際費課税の見直し、事業承継税制のさらなる拡充など）を昨年に引き続き求めた。

10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、中小企業庁に要望活動を実施する。各県連・単体会も地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し要望を行う予定。

### 成長戦略で緊急アピール

安倍内閣は10月初め、消費税増税や企業減税を中心とした新たな経済対策を発表したが、これに先駆けて、全法連税制・税務委員会は9月3日の全体会議で、緊急要望を決議した。

緊急要望では、経済の根幹を支

### 税制セミナーは来年2月

27年度税制改正に向けた法人会の最初の取り組みとなる「平成26年度税制セミナー」は、来年2月18日、東京・

える中小企業が、経済社会への貢献活動を続けることが出来るよう、中小企業投資促進税制の拡充と少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直しを求めた。

これを受け、全法連の横山恒美専務は9月6日、財務省主税局と中小企業庁に対し、要望書を提出した。

新宿の「ハイアットリージェンシー東京」で行われる。

財務省による26年度改正についての解説などが予定されている。

# 低所得層に重い物価の上昇 避けたいスクリーフレーション

H・K

消費者物価が上昇している。安倍政権の経済政策「アベノミクス」の追い風も受け、日本のデフレは転機を迎えつつある。だが国民生活に不可欠なガソリン代や電気代の値上がりが大きいのは見逃せない。2014年4月の消費税増税も控えているだけに、低所得層への影響は注視すべきだろう。

## ガソリン・電気が負担に

「スクリーフレーション」(screwflation)——。リーマン・ショック後の米国で流行した造語である。物価の上昇(inflation)が低所得層の困窮(screw)に拍車をかける現象を指す。米投資家のダグラス・カス氏が名づけ親のようだ。

金融危機の後遺症で米経済の成長が鈍り、雇用や賃金も伸びにくくなった。そこにエネルギーや食料といった生活必需品の値上がりが増え、低所得層の暮らしを圧迫した。これと同じような病が今度は日本経済をむしばむ可能性がある。

日本の13年8月の消費者物価指数(生鮮食品を除く)は前年同月比で0.8%上昇し、08年11月以来の大

幅な上昇率を記録した。ニッセイ基礎研究所の斎藤太郎経済調査室長によると、上昇品目と下落品目の割合は42%と46%で、その差もここまできて急速に縮小しているという。

金融緩和や財政出動の効果で景気が回復し、物価全般に上昇圧力がかかっているのは確かだ。13年4～6月期の需要不足は国内総生産(GDP)の1.5%で、12年7～9月期の3.1%から着実に縮小している。企業や個人の期待の高まりも現実の物価に影響を与えつつある。

しかし円安、原油高、原子力発電所の稼働停止といった要因がガソリン代や電気代などを押し上げ、物価の上昇を加速させているのは否めない。13年8月の消費者物価上昇率を10大費目別にみても、「光熱・水道」

(6.0%)や「交通・通信」(3.1%)の高さが目立つ。

第一生命経済研究所の永浜利広主席エコノミストが12年の消費支出に占める生活必需品の割合を計算したところ、年収200万円未満は59%、年収1500万円以上は38%だった。ガソリン代や電気代の値上がりをより強く体感しているのは、明らかに所得の少ない階層である。

もちろんデフレからの脱却は急がなければならない。デフレで実質金利が高止まりし、設備投資や住宅投資などを抑制した結果、09～11年度の実質GDPは累積で8.5兆円程度押し下げられた。13年版の経済財政白書はこう分析している。

一方で、今の物価上昇の「体感温度」が所得階層によって違う点には注意せざるを得ない。「生活必需品の値上がりで家計のやり繰りがむしる苦しくなった」という低所得層の不満にどうこたえるか。そこにアベノミクスの大きな課題がある。重要なのはやはり賃金の上昇だ

う。厚生労働省によると、13年8月の実質賃金指数(事業所規模5人以上)は季節調整値で98.5。安倍政権が発足した12年12月の97.7をわずかに上回る水準にすぎない。

## 賃上げ促す官民の努力を

景気の回復に伴って賞与や残業代は増えているものの、所定内給与の動きはなお鈍い。規制緩和や法人減税を柱とする成長戦略で日本経済を底上げする官の努力と、生産性の上昇に見合った賃上げを実現する民の努力がともに問われている。

日本経済研究センターが集計した民間エコノミストの平均予測によると、消費者物価上昇率は13年度で0.5%から、14年度には2.8%に高まる。消費税率を14年4月に5%から8%に引き上げるためだ。財政健全化の一步を踏み出す消費増税は必要だが、これを機にスクリーフレーションに侵されるのは避けたい。低所得層の負担感が高まりすぎないような工夫は要る。

# 政府が急ぐ国保の都道府県化 健保への負担押しつけでは解決せず

M・K

国民皆保険の「最後の砦」である国民健康保険（国保）が財政危機に苦しんでいる。毎年3000億円を超す赤字を出し続け、運営主体である市町村が一般会計から穴埋めしているのが実情だ。財政立て直しのために、政府の「社会保障制度改革国民会議」が出した答えが都道府県への移管だ。これを受けて、政府は、都道府県の理解を得るために、大企業の健康保険組合（健保組合）の負担を増やし新たな支援財源を捻出しようとしている。しかし、それによって得られる財源だけでは、構造的な赤字問題の解決には至らないとの見方は強い。負担増となる健保組合が反発するのはもちろん、都道府県側からも不安の声が上がり、今後の本格議論で曲折が予想される。

政府が国保運営の広域化を急ぐ背景には、社会構造の急激な変化がある。自営業者や農林水産業者を中心に発足したが、現在は退職者や非正規労働者、無職の人が多くを占めるのだ。結果として、保険料滞納の深刻化と高齢者が増えることに伴う医療費の増大を招き、財政が火の車になっていく。

それ以上に深刻なのは、本格的な人口減少である。

過疎化が進む自治体では、加入者自体が減り、国保運営そのものが困難になると見られている。

## 地域医療の効率化の狙いも

政府が、都道府県に白羽の矢を立てたのは、「規模を大きくすれば財政が安定する」との判断だ。しかし、狙いはそれだけではない。

都道府県は医療計画の策定者であり、広域的な地域情報を把握できることから「病院機能の再編など地域内の医療の効率化も進む」との思惑がある。

だが、乗り越えるべき課題は少ない。同じ都道府県内でも市町村ごとの保険料は最大3倍近い開きがある。

ある。これを統一するには、負担増になる人への説得が避けられない。直接住民に接することのなかった都道府県が保険料を徴収することへの不安も強い。政府は、引き続き市町村に担わせる考えだが、「下請け」となる自治体の士気が下れば、徴収率に影響しかねない。

これら以上に難しいのが赤字体質からの脱却だ。国家財政を考えれば新たな税財源の確保は容易ではない。そこで、健保組合の負担を重くする「総報酬割」の全面導入を考え出したというわけだ。

健保組合などは高齢者医療への支援金を拠出するが、現行は負担額を加入者数に応じて計算している。これを、加入者の年収に応じて負担する方式に完全移行しようというのである。

具体的には、まず「総報酬割」の全面導入によって増える大企業健保の支援金を活用し、中小企業などの「協会けんぽ」の負担を肩代わりさせる。その結果、「協会けんぽ」に

充てられている公費年2300億円が浮くことから、これを国保支援の財源に回そうという構想である。

## 健保組合に負担を押しつけ

だが、この案は「取りやすいところから取る」との印象が拭えない。健保組合が「国費の肩代わりであり、納得できない」と反発し、「総報酬割で浮いた公費は高齢者医療の財政支援に使い、現役世代の負担を軽くするのが筋だ」と主張するのも当然である。

一方、都道府県からは「場当たり的で、このままでは引き受けられない」との声が出る。高齢化で医療費は伸びると予想されることから、健保組合に負担を押しつけるだけでは、国保財政の構造問題の根本解決にはならないとみているのだ。

国保の破綻は日本の医療制度の崩壊を意味する。「最後の砦」を守るためにも、国が責任をもって安定的な税財源確保に乗り出すことが求められている。

消費税率の来年4月引上げが決まると、税制の議論は法人税減税に向かう。私は、この欄でも主張してきたが、わが国への投資の促進という観点から、法人実効税率を数%引き下げ、他の先進諸国並みにする政策が必要だと考えている。

他方で、消費税率を引き上げる時期に、企業にネット減税を行うことは財政再建の観点から矛盾であり、国民感情としても受けいれられるものではない。そこで、減税の検討に当たっては、国際的な2つの出来事を参考にすべきだと考えている。

## 1. レーガン2期の税制改革

まずはレーガン第2期(1986年)の法人税改革で、税制改革のお手本とも金字塔とも称されている。その政策立案者である元財務次官補のロナルド・パールマン氏は、私の親しくしている友人であるが、彼が02年3月26日の税制調査会総会で、レーガン法人税改革について興味深い内容の発言をしている。いま読んでみても示唆に富むもので、少し長くなるが引用してみよう。

(一部、趣旨の変わらない範囲で筆者が手直した)

「レーガン税制改革の哲学は、市場こそが、経済行動を調整する最善の手段と信じていたことである。特別な所

得控除や税額控除などによって、企業行動に影響を与えようとする試みは、精度は低く、効率的なものではない。むしろ、歪みをもたらす非効率的で、結局、高くつく。長期的な経済成長のためには、政府は企業の意思決定には介入せず、いろいろな経済活動に対す

# レーガノミクス、 法人税パラドックスに学ぶ 法人税減税

東京財団上席研究員 森信茂樹

る実効税率の格差を最小にするような税制こそが必要だ」

「特定のグループや特定分野の企業を優遇する租税特別措置は、いったん法律になると、期待される成果を生まざ、減税額が減税以外のメリットに見合わなくても、また、経済に予期せぬ

歪みを生じさせようとも、廃止するのは困難となる」として、加速度償却の縮減、投資税額控除の廃止などによって課税ベースを拡大しつつ、法人税率を46%から34%へ引き下げたのである。当時の米国は、レーガン1期の経済政策による大幅な財政赤字の拡大に悩まされる一方で、各種の大企業が優遇税制を受け、公平性の観点から国民的非難を受けていた。東海岸に偏る重厚

## 税論

長大産業は、わが国などの競争に敗れ不振にあえぎながらも、設備投資減税などにより何とか生き伸びていた。

レーガン2期の税制改革は、それら製造業だけに恩恵が偏った税制を廃止し、あらゆる産業が減税の恩恵を受けるように変えたのである。その結果、西海岸に新たに起こりつつあったハイテク産業を中心に減税効果が表れ、今

日のIT産業興隆の基礎を築いたといわれている。

## 2. 法人税パラドックス

もうひとつ参考になるのが、「法人税パラドックス」である。冷戦後のEU諸国では、自国へ外国企業を引きつけようと、激しい法人税率引き下げ競争を行った。その結果、20年間で各国の法人税率(表面税率)は20%程度下がった。しかし、法人税率をみると、各国ともGDP比で増収になった、という歴史的な事実である。

多くの学者がこれを「法人税パラドックス」として研究した。その結果、次の2つがパラドックスの生じた理由であることが判明した。

第1に、各国とも法人税率の引下げと同時に、さまざまな特例を見直して課税ベースの拡大を行ったことである。第2に、税率引き下げにより人々のアントレプレナーシップ(企業家精神)が刺激され、新規開業率が高まり経済が活性化したことである。

このことから、法人税改革の議論を成功裏に終わらせるには、課税ベースの拡大と、アントレプレナーシップが沸き起こるような規制緩和・成長戦略を同時に進めていくことが重要だという教訓が得られる。

アベノミクス成長戦略では、以上のような法人税改革を期待したい。

# 孫に対する教育資金の一括贈与

## Q

私は、私立中学に通っている孫に対して、年間100万円ほどの教育費を援助していますが、それに合わせて、平成25年度税制改正で設けられた教育資金の一括贈与（1500万円）の制度を利用できますか。

品川 芳宣  
筑波大学名誉教授

## 教育費の通常の援助と教育資金の一括贈与の併用は可能

## A

1. ご指摘のように、平成25年度税制改正によって、教育資金の一括贈与の非課税制度が設けられ、祖父母などが、直系卑属である30歳未満の孫などに対し、1500万円（学校以外の塾などに支払う場合は、500万円）まで贈与した場合に、贈与税が非課税となりました。

この非課税制度を受けるためには、贈与をする祖父母などが、信託銀行などの金融機関と「教育資金管理契約」を締結し、その金融機関に贈与を受け、孫などの名義の口座を開設し、教育資金を拠出します。孫などは、その贈

与額に係る納税地の所轄税務署長に対して、取扱い金融機関を経由して、「教育資金非課税申告書」を提出します。その後、孫などは、学校などへ入金金、授業料等を支払うときには、その領収書その金融機関に提出して、預けてある資金の払出しを受けることになります。

そのような払出しをした結果、「教育資金管理契約が終了する日」（孫などが30歳になった日など）において、その口座に残額があるときは、その終了の日を課税時期として、その残額について贈与があったものとして、贈与税の申告が必要になります。

このような非課税制度は、平成25年4月1日から平成27年12月31日までに贈与（その口座に資金を拠出すること）したもののについて、適用されます。

2. このような非課税制度とは別に、

相続税法は、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」について、贈与税を非課税としています。

この場合の「扶養義務者」とは、「配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族」をいうものと解されていますので、祖父母であれば、その孫などに対し、生計を一にしていなくても、非課税になる贈与をすることができます。

また、「通常、必要と認められるもの」とは、「教育費として必要な都度、直接これらの用に充てられるために贈与によって取得したもの」と解されていますので、将来の教育資金として預貯金しておくものについては、非課税の対象にならないこととなります。

なお、相続税法は、受贈者ごとに、年110万円までの贈与について非課税（基礎控除）としていますので、教育費等として非課税とならない贈与であっても、右の基礎控除の範囲内であれば、贈与税は課税されないことになります。

3. 以上のように、祖父母などが孫などに対して教育費を支援（贈与）する場合には、3種類の非課税（又は基礎控除）制度が設けられています。

ご質問のように、お孫さんのために、年々の授業料等の教育費を負担したうえで、将来に備えて、平成25年度税制改正で設けられた教育資金の一括贈与の特例の適用を受けることもできます。特に、ご質問の場合には、教育資金の一括特例については、将来、お孫さんが大学医学部等に入学されて多額な入学金等が必要とされる場合には有効と思われま

す。しかし、その特例の適用においては、詳細な要件が定められていますので、口座を設定しようとする金融機関とよく相談しておく必要があります。また、前述のように、教育資金管理契約が終了する日（受贈者が30歳になった日など）において、教育費として支出できなかったため、その口座に残額がある場合には、その時に贈与があったものとして課税されますので、留意して下さい。



# 自然災害での損失は、どうなるの?!

今年、思いもしない災害に見舞われたという方も多かったことでしょう。

災害での被害については、被災者生活再建支援法などで援助が受けられることになっています。ただ、被害を受けたすべての人が対象になるかといえば、基準は意外と厳しい条件がついています。たとえば、竜巻なら全壊した家屋が同じ市町村に10世帯以上なければ対象にならないのです。

また、受けられる補償も最大で300万円。一定以上の被害を受けていなければ、補償対象にはならないので、これだけで復旧は無理かもしれません。

実は、自然災害に意外と効力を発揮してくれるのが「火災保険」。火災のための保険ではありますが、落雷、風害、ひょう害、雪害などの補償も含まれています。

さらに、通常の「火災保険」よりも広い範囲を補償している「住宅総合保険」に加入していれば、条件付きではありますが、河川の氾濫などの水害の補償もしてくれます。

車が集中豪雨で流されてしまうというようなケースも多々ありました。特に、買ったばかりの新車を流されたりすると悲劇的。ただ、新車の場合には、自動車保険に車両保険をつけているケースが多く、これで補償されます。

災害でケガをして病院に運ばれて手当をしてもらったというような場合には、生命保険に入っていると入院特約や通院特約で治療が保障されます。保険によっては特約が付いていないケースもあるのでチェックしてみま

しょう。単体の医療保険でも、条件を満たしていれば同様に保障されます。

農家の方の場合には、JA共済に加入しているケースが多いのではないかと思います。JA共済の「建物更生共済」なら、台風や竜巻、豪雨などの自然災害はもちろん、地震や津波の補償もしています。通常の保険では、地震や津波などで被害を受けても免責になっています。補償されるには「地震保険」に加入しなくてはなりません。そういう意味では「建物更生共済」はオールラウンドに自然災害に対処できる保険と言えます。ただし、ネックは、満期にお金が戻ってくるぶん、支払う保険料が高いことです。

今年、何らかの災害にあった人は、来年、確定申告すれば税金が戻ってきます。

自然災害での被害は、「雑損控除」と「災害減免法による所得税の軽減免除」で税金が軽減されます。

雑損控除は、震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象による異変だけでなく、火災、火薬類の爆発などの人的災害、害虫被害、盗難、横領なども対象となります。ただし、生活に必要な住宅や家具、衣類などが対象で、事業用の資産や別荘は対象外となっています。

「災害減免法による所得税の軽減免除」は、損失が住宅や家財の時価の半分以上にあたるなど、一定の条件をクリアすれば適用されます。

併用できないので、どちらを使うとより有利なのかは、確定申告の時に税務署で計算してもらって判断するといいでしょ。

## 大親分の名字



### 名 字 (26)

「江戸の昔、庶民は名字を名乗れなかったのに、やくざはなぜ名字を持っていたのか」と聞かれたことがある。確かに清水次郎長、大前田英五郎、国定忠治、黒駒勝蔵、笹川繁蔵といったように、講談や芝居でおなじみの親分は、みな名字らしいもので呼ばれている。

しかしこれは名字ではなく、博徒仲間の間に通用したあだ名みたいなもので、その多くは縄張りにした地名を取っている。

次郎長は駿河(静岡県)の清水港一帯、忠治は上州(群馬県)の国定村、勝蔵は甲州(山梨県)の黒駒村をそれぞれ自分の勢力範囲にしていたので、「ここでオレに断りもなく賭場を開いたら承知しねえぞ」と縄張り宣言しているのである。鎌倉時代の武士が平や源などの本名を離れ、三浦とか千葉とか自分の領地を名字にしたのと同じである。

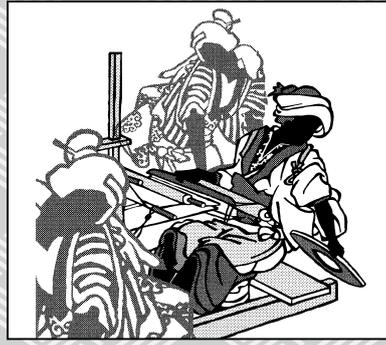
次郎長は山本長五郎、忠治は長岡忠次郎、勝蔵は小池勝蔵という非公式ながら名前を持っていた。しかしほとんどのやくざは人別帳(戸籍)からはずされた無宿人。つまり社会的には抹殺された存在なので、氏名を名乗ることはもちろんできない。国定忠治は殺人と関所破りで裁判にかけられ磔になったが、そのときの判決文には「国定村無宿人忠治郎」とだけ記されている。(横目正)

# 江戸

## 異聞

ふるかわ 古川  
あいてつ 愛哲（著述業）

イラスト◆末永士朗



### 〈第25回〉年貢は本当に重かった？

#### 農民は無税の 農間商内で稼いだ

江戸時代の人口は、8割が農民なので、税の基本は「本年貢」と呼ぶ田の収穫、つまり米が主要な税収源である。そこで教科書では、汗水流した米の収穫の半分以上が年貢（税）となり、農民は塗炭の苦しみをした、と教えられた。

ところが、人口統計を見ると、江戸初期から中期までの年平均人口増加率は、毎年0.4から1%で、1世紀で人口は倍増した。同時代のヨーロッパでは年平均0.1%の増加にすぎない。

これは江戸時代の農民がヨーロッパよりも生活が楽だったことを意味する。というのも、農民の収入は米作だけではなく、西日本では、米の収穫が終わると裏作で麦を作ったが、これは無税で、全て農民の収入となった。他にも収入がある。農間商内である。

農業のかたわら商いすることで、手拭など生活用品、酒や油、豆腐、醤油、瀬戸物、釘や農具などから菓子を売る農家まで各種あった。むしろ無税である。

年貢の対象となった田畑が、収入の一部にすぎない農家も多い。記録上は田畑が僅かな小前百姓、無高の水呑み百姓でも貧しいとは限らない。農耕は余業で農間商内渡世、中には男は各地を回って商いをしていた場合もある。

相模国高座郡一宮（神奈川県寒川町）

には農間商内で、江戸日本橋に出店と町屋を持ち、総資産1万5千両の農家まであり、しかもこれは例外ではなかった。

「上州名物かかあ天下」も、その起源は女性の農間商内、内職にある。

農閑期に女性が養蚕をし、繭を売り、あるいは日がな機械に励み、絹を売れば、それぞれ半年で9両ぐらいになった。これは無税で、男が耕す田畑よりも女性の稼ぎで現金は豊富となれば「かかあ天下」にならざるを得ない。

「上州では機械を業とする者多く、山間僻村の茅屋破壁に住居しながら、女性の頭髪に紅絹をまとい、贅沢な縮緬を使っている」（幕府巡検使報告の概略）。

こうした絹を上州の絹買商が買い集め、中山道脇往還の宿場21か所で絹市を立て、三井越後屋を含む江戸や京の大商人に売った。東上州の絹買商・星野家が江戸商人に売った絹の手数料は、5千両から9千両という。手数料は5分の1が普通で、他に10軒の絹買商と20か所の絹市が立ったので、上州一國約30万石を超える数十万両の現金が農家のふところに入ったに違いない。

#### 税金は収入の2割 現代より軽かった

幕府とて絹運上（税）を徴収しようとは何度も試みたが、農民は一揆まで起し、「権現様（徳川家康）江戸討ち入りの際、御旗の絹を献上して以来、諸役御免」

の由来を持ち出されるので諦めざるを得ない。上州の在郷町の桐生新町（群馬県桐生市）は、江戸も後期になると一大絹産地となる。41軒の織屋があり、その7割は、百人を超える機械工女を雇って絹織物を量産した。もう工場なのだが、宿舍などない。機械女性賃金が高いので、織屋周辺の町家や農家に間借りして働いた。おかげで桐生新町の人口は3倍に膨れ上がったほどである。

その一方で、農業は衰退し、放置される田が増えて、年貢は減る一方だった。

古文書から数量的に年貢を調べた研究では、幕府と大名は、農民の収入の2割を徴収できたにすぎない。今日、赤字国債を含むと、日本人は収入の4割以上を税金で使われる。現代の方が重税かも知れない。ただし、江戸時代は年貢の見返りは何もなかったことは記しておく。

幕府も大名も領主であり、領土の農地から地代をとる感覚しかなかった。職人や製造業からは1.3%の運上に過ぎない。大店商人の場合、売り上げは「所帯向きが知れる」と幕府にも秘密にしたので、所有する地所・家屋の収入のうちから約20%を町や伝馬役などに支払うのみ。膨大な利益は無税で、あまりにも不公平ではあった。

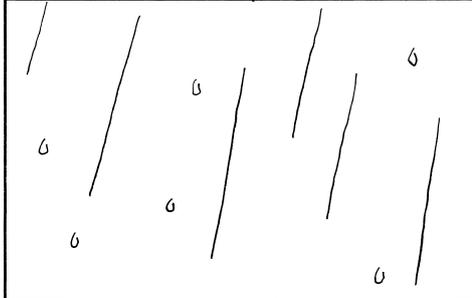
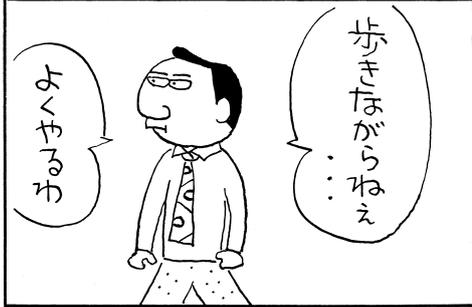
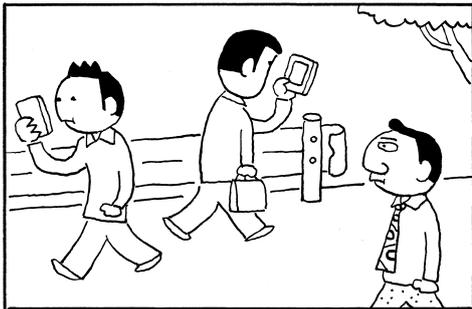
それでも農民の収入の実態を見ると、余裕も多々あったことがわかる。ただし、村単位で取りやすい所から徴税するのは、江戸からの悪い伝統かも知れない。

税改正が話題なっている今日のごころである。江戸時代と現代の税負担を比べて、どちらが重税社会だったか見てみるのも一興だろう。

おりしも江戸時代の今頃は、代官から村の名主（庄屋）宛てに「年貢割付状」が届き、村役人が集まり、要求された量の年貢を村内の個々の農民に割り振る季節である。五公五民、収穫の半分が年貢となり、農民は重税にあえいだというが、はたして…。

# 難解の世代

26 柴 昭一



## パズル

絵の相違点7か所あります。頭のコリがとれるかな？  
答えはこのページにあります。

## 電子申告で！e-Tax

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> 法人会

### 読者と編集者

#### 読者から

▼近所の図書館で、鮮やかな緑色の表紙にひかれ、「ほうじん夏号」を思わず手に取りました。特集の「植林する法人会」を読んで、富士山もこういう人たちの努力によって世界遺産に登録されたのだなと思いました。これからもがんばってください。  
(香川県 中山喜博)

▼夏号のリレーニュースで、四国中央市の新人学児童に17年間もパンジーをプレゼントしているとの記事を読みました。障害者施設で種から育ててもらっているとのこと、花を頂く喜びと障害者への感謝の気持ちを学べる素晴らしいイベントだと思います。  
(埼玉県 西脇めぐみ)

▼夏号の表紙「八甲田山」の写真を見て、母のことを思い出しました。亡くなって10年。めったに旅行などに出ることなかった母でしたが、亡くなる3年前、東北を旅して、「東北の緑はそれはそれは緑が深くてきれいで、九州とは全然違うよ。口に出せないくらい」と嬉しそうに話してくれた顔を思い出しました。

しました。

(福岡県 仲山恵子)

▼夏号「暮らし塾」の携帯電話料金の見直しの話。会社契約の電話は何台もあり、基本料金だけでもかなりの額になります。今回、見直してみたいところ、不要なものの解約を含め、整理ができ、費用を抑えることができました。  
(東京都 宮田恭子)

▼「暮らし塾」に感謝です。携帯電話料金を見直して月々5000円以上節約できそうです。「近いうちにショップに向いて相談を」と思いついて数か月、「暮らし塾」のアドバイスのおかげですっきりした日々が送れました。  
(静岡県 山本有美)

▼夏号の福岡中部法人会「犯罪のない街づくりを目指して」の記事を読み、これが全国に広がればよいと思いました。みんなが安全意識を持てば、犯罪のない地域は成立すると思います。  
(茨城県 会沢枝里)

#### 編集者から

▼ご意見・ご要望・ご感想は、〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 公益財団法人全国法人会総連合「ほうじん」係へ。掲載者に図書カード3千円贈呈します。

#### 編集後記

▼「アンケート調査システム」の登録者数は7194人(8月末現在)となりました。秋号では「ほうじん」の閲読調査を紹介しましたが、今後も、景況感調査に加え、会員の意識調査や法人会運営に対する要望調査などを月1回の割合で行います。結果はHPと「ほうじん」に掲載します。

▼法人会の活動は、「ほうじん」誌面だけでなく、全法連HPでも紹介しています。ほうじん誌面は狭いため、内容が省略されていることが多いので、詳しい内容はHPをご覧ください。

▼各会の会報誌に大震災被災地視察と支援の記事が多数、掲載されています。読ませてもらおうと会員の心意気がわかり、うれしくなります。「ほうじん」で紹介できたのは、その中のほんの一部です。

▼秋号を発行し、すぐに新年号の編集です。「リレーニュース」「がんばろう 日本」など、ため込まずに11月10日ごろをめぐりどん編集部に送ってください。(J)